

Title	河西帰義軍節度使政権の文書処理システム
Author(s)	坂尻, 彰宏
Citation	大阪大学, 2003, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/44124
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	坂尻彰宏
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第17457号
学位授与年月日	平成15年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 文学研究科文化形態論専攻
学位論文名	河西帰義軍節度使政権の文書処理システム
論文審査委員	(主査) 教授 荒川 正晴 (副査) 教授 森安 孝夫 助教授 青木 敦

論文内容の要旨

本論文は、帰義軍節度使政権において、「榜」「帖」および「判憑文書」が、行政文書として如何なる書式をもって作成され、実際に文書としてどのように機能したのかを、漢文文書のみならずチベット文書をも取り込んで明らかにしたものである。論文は、全三章からなる。

冒頭の章では、敦煌文書のうち「榜」と呼ばれる漢文文書を取り上げて、その行政文書としての機能を明らかにしている。すなわち、大英図書館に所蔵されるスタイン文書(S.8516A+C)を検討対象とし、まず本文書が、政権のトップリーダーである節度使より全領民に向けてあてられた、開拓地への移住を募る告知書であることを確定した。そのうえで、「榜」とは文書を「掲示する」ことを意味し、これが張り紙として節度使の衙門に張り出されていたことを明らかにした。

次いで第二章では、申請者がロンドン・パリなどに散在する敦煌文書を実見した上、敦煌文書のなかに「判憑文書」とグルーピングし得る文書群が存在することを明らかにした。そのうえで本文書の書式や機能を分析し、そこから河西帰義軍節度使政権の文書処理システムの一端を明瞭に浮かび上がらせている。すなわち、「判憑文書」は、官有物品の支出・損失などについて各行政機関から節度使にあて事後報告したものを、受け取った節度使が審査・承認したものであり、さらに節度使が承認したこの「判憑文書」そのものが、そのまま支出簿として機能するものでもあった。これにより河西帰義軍節度使政権の行政事務の流れと文書処理の過程を具体的に跡づけることができる。

第三章では、河西帰義軍節度使政権において、漢語だけでなくチベット語によっても行政文書が作成されていたことに注目し、これを漢文文書と比較しつつ分析している。敦煌では、節度使政権が成立する以前、吐蕃(チベット)王国の支配をほぼ半世紀にわたって受けており、その結果、漢文文書とともにチベット文書が作成されていた。ところが、そうしたチベット文書の作成は、実に河西帰義軍節度使政権成立後も続けられていたのである。本章では、河西帰義軍節度使政権で作成したチベット文書のうち、フランス国家図書館所蔵文書(PT1124)を取り上げている。分析の結果、本文書は、チベット文書の上位者から下位者に向けた書式を保持しつつも、同時に漢文下達文書の押印方法を採用していることが明かとなった。河西帰義軍節度使政権においてもチベット文書が作成されたものの、チベット文書の基本的な性格を保持しつつ、新たに漢文文書(下達文書)の要素を注入し、独自のスタイルをもって節度使政権内で漢文文書と相互補完的に機能させたのである。またこのチベット文書が宛てられた「鎮」における牧畜管理についても検討し、帰義軍政権の牧畜経営の一端を明らかにしている。

以上の考察から、節度使から領内の官民に下達された文書と節度使政権内で処理された文書の運用実態の一端が明らかとなり、同時に補足的ながらも、帰義軍節度使政権における牧畜の重要性を浮き彫りにしている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、これまで曖昧であった帰義軍節度使政権の「勝」文書の性格に関して、これが機能的には張り紙そのものであることを明確にした点が高く評価できる。この成果は、ロンドンやパリなど世界に散在する敦煌文書を実見し、そこから文書の形態的な情報を獲得することに力を注いだ申請者の努力が大きく貢献している。

また「判憑文書」の検討も、修士論文をさらに深めた分析となっている。新たに「判憑文書」と命名し、これを一つの文書群として体系的に分析してきた申請者は、これまで単純に公証文書の類と捉えられてきた同文書が、帰義軍政権において、支出帳簿としての機能を併せ有していることを明らかにし、同文書の分析を飛躍的に深めた。

さらにこれまで十分には利用されてこなかったチベット文書を本格的に取り入れ、帰義軍節度使政権においてチベット文書が、行政文書として如何に機能していたのかを明確にした。歴史学の分野においては、帰義軍節度使政権時期のチベット文書と正面から取り組んだ研究は皆無に等しく、従来の帰義軍節度使研究に大きな刺激を与えるものである。

このように本論文は、従来の研究を深化させた論文として高く評価されるが、なお今後、検討を要する課題も少なくない。まず本論文では、帰義軍節度使政権で使用していた文書として「勝」と「帖」および「判憑文書」を取り上げているが、節度使政権の行政機関に関するアウトラインと文書行政のなかでキーポイントとなる官職に対する分析がなく、さらには節度使政権が使用していた文書の全体像も提示されていないので、本論で検討した個々の文書が節度使政権の文書行政のなかで、どのような位置を占めるのかが不明瞭であった。また帰義軍節度使政権で用いられていた文書を分析する手法として、申請者は唐代の同名の公文書に対する検討結果を援用する方法を用いているが、唐代の公文書と帰義軍節度使のそれとをそのまま同一に考えていいのか、大きな問題として残る。帰義軍節度使政権の文書運用において、唐代と同名の「帖」が使用されていても、唐の律令制下で見られたような官と民との厳格な区別というものを機械的に当てはめることはできない。今一度、帰義軍節度使政権が独立した敦煌のオアシス国家であることを認識し、節度使を頂点として如何なる文書行政を実現していたのかを問うべきであろう。申請者が本論では補足的に検討した敦煌オアシスの牧畜の問題と併せて、新たな帰義軍節度使政権の姿がそこから見えてくるはずである。

以上にあげたように、今後課題は残されているものの、本論文は従来の帰義軍節度使政権研究を大きく進展させた意欲的な業績である。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。